

「ほっかいどうナイスハートフェア in イオン」実施要領

1 事業の位置づけ

道とイオン北海道(株)との包括連携協定に基づく取組の一環として、障がいのある方々の自立支援に向けた協働事業として実施する。

2 事業概要

障害者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、多くの集客が見込まれる大型ショッピングセンター「イオンモール札幌発寒」で、製品の販売・PRを行う。

3 実施主体及び事務局

(1) 実施主体

- ア 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター
- イ 北海道

(2) 事務局

北海道障がい者就労支援センター
(連絡先)
〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2, 7 2階
TEL 011-241-3982 (直通) / FAX 011-280-3162

4 実施内容等

(1) 実施日時

- ア 令和8年(2026年)1月20日(火) 10:00~18:00
 - イ 令和8年(2026年)1月21日(水) 10:00~18:00
- ※日程は変更になる場合がある。(会場及び運営の都合により)
※出店申込み及び必要書類の提出期限は別途定める。
※感染症等の流行状況によっては、開催を中止する場合がある。
※包括連携協定先の都合により、開催を中止する場合がある。

(2) 実施場所

- イオンモール札幌発寒 1階すずらん広場〔札幌市西区発寒8条12丁目1番1号〕
- ※ 出店事業所数及び会場の都合により、会場が変更となる場合がある。
※ 8事業所程度出店し、事業所等の職員、利用者等が接客販売する。

(3) 出店者の応募及び当日の運営

- ア 実行委員会事務局(北海道障がい者就労支援センター)において出店者を道内から広く公募するほか、必要に応じ同委員会構成団体から声掛け等を行う。
- イ また、フェア当日の管理運営は、北海道及び事務局が行うこととする。

(4) 販売商品

- 障害者就労施設等の製品(食料品、住居関連品(木製品、雑貨、日用品等)など)
- ※ 障がいのある方々が、地域での就職や自立した生活を目指し、障害福祉サービス事業所等で作業訓練の一環として製作した製品をいう。
※ 食料品については保健所から食品製造の許可を受けていること。原則、常温食品のみ販売可能。
※ PL法(製造物責任法)の保険に加入していること。

※ 食品表示法(食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に係る部分)、家庭用品品質表示法及びペットフード安全法等に基づく表示並びに価格表示を適正に行っていること。

(品名、原材料名、原料原産地、内容量、添加物、消費(賞味)期限、保存方法、アレルギーン、製造者、栄養成分表示等)

※ 食品を販売する場合は、全ての商品の食品表示を事前書類とともに提出すること。

※ 販売する製品のうち食品表示法が適用されるものに関しては必ず表示すること。

※ 食品表示の基準を守らなかった場合は、違反となり、法的に罰せられるので、必ず、所管の保健所で確認すること。

(5) 出店料

無料

(6) 出店要件

- ア PL法(製造物責任法)の保険に加入していること。
- イ 販売する製品が、障害者就労施設等で製作・販売している製品であること。
- ウ 障がいのある方(事業所の利用者)と一緒に参加し、接客・販売を行うこと。
ただし、遠方からの参加等の理由で、対応が難しい場合は要相談。
- エ 保健所から食品製造の許可を受けており、食品表示法に基づく表示並びに価格表示を適正に行っていること。(該当商品のみ)
- オ 家庭用品品質表示法及びペットフード安全法等に基づく表示並びに価格表示を適正に行っていること。(該当商品のみ)

(7) その他

- ア 会場設営及び片付け作業は、実施主体及び参加事業所が互いに協力しながら行う。
- イ 売上金は各自で管理する。
- ウ 北海道障がい者就労支援センターが、適宜、表示・ディスプレイ・POP等に関する専門的なアドバイスを行う。
- エ その他、運営方法等に関しては、必要に応じ実行委員会において協議し、決定する場合がある。